

第七十一回 参議院地方行政委員会會議録第二十一号

昭和四十八年九月十一日(火曜日)

午後一時十一分開会

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君

委員の異動

八月三十一日

成瀬 幡治君

補欠選任 戸叶 武君

九月六日

菅野 儀作君

補欠選任 岩本 政一君

九月十一日

菅野 儀作君

補欠選任 古賀雷四郎君

鬼丸 勝之君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

久次米健太郎君

柴立 芳文君

寺本 広作君

河田 賢治君

片山 正英君

古賀雷四郎君

斎藤 寿夫君

玉置 猛夫君

安井 謙君

神沢 浄君

上林繁次郎君

藤原 房雄君

国務大臣

自治大臣

政府委員

自治大臣官房審議官

自治省税務局長

江崎 真澄君

山下 稔君

佐々木喜久治君

本日の会議に付した案件

○特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八月三十一日、成瀬幡治君が委員を辞任され、その補欠として戸叶武君が、九月六日、菅野儀作君が委員を辞任され、その補欠として岩本政一君が、また本日、鬼丸勝之君が委員を辞任され、その補欠として古賀雷四郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(久次米健太郎君) 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。江崎自治大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) ただいま議題となりました特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

市街化区域農地に対する固定資産税の課税につきましては、先般地方税法の改正が行なわれ、その適正化がはかられたところであり、今日緊急の課題となっております首都圏等三圏域における土地対策としては、課税の適正化とあわせて市街化区域農地の宅地化を促進するための措

置を講ずることが肝要であると考えられるのであります。このため、当面、市街化区域農地の宅地化促進のための事業の施行、資金に関する助成、租税の軽減等について所要の措置を講じようとするものであります。

以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

本法案は、都の特別区並びに首都圏、近畿圏または中部圏内の指定都市及び既成市街地等にある市に所在するいわゆるA農地及びB農地、すなわち特定市街化区域農地を対象として、次に申し上げる特例措置を講じようとするものであります。

第一に、特定市街化区域農地の所有者は、当該農地を含む一定の条件に該当する土地の区域について、関係権利者の三分の二以上の同意を得て、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行を市に對し要請することができるとし、この要請を受けた市は、施行の障害となる事由がない限り、土地区画整理事業を施行することといたします。

第二に、特定市街化区域農地の所有者等が中高層の賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合の住宅金融公庫の貸し付け金の利率を、賃貸住宅にかかるとは年四・五％に、分譲住宅にかかるとは年六・八％にそれぞれ引き下げるものといたします。

第三に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法に基づく特定市街化区域農地の所有者等による特定賃貸住宅の建設については、水田要件を撤廃することといたします。

第四に、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための租税の軽減措置についてであります。

その第一は、国税についてであります。個人が特定市街化区域農地を宅地の用に供するために譲渡した場合には、租税特別措置法で定め

るところにより、長期譲渡所得にかかる分離税率を、昭和四十八年分の所得税については百分の十に、昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税については百分の十五にそれぞれ軽減することとし、また、地方公共団体等の行なう宅地造成のために譲渡した場合の譲渡所得の特別控除については、面積要件を撤廃することといたします。

なお、譲渡所得にかかる所得税が軽減される特定市街化区域農地を譲り受けた者は、できる限りすみやかに、当該土地に住宅その他の建築物を建設しなければならないものとするものといたします。

その第二は、地方税についてであります。特定市街化区域農地の所有者等が、これを転用してその土地の上に中高層住宅等を新築した場合においては、地方税法で定めるところにより、不動産取得税及び固定資産税を軽減するものとしております。

不動産取得税につきましては、昭和五十一年三月三十一日までに新築した四階建て以上の中高層貸し家住宅にかかる不動産取得税額の二分の一の額を減額し、固定資産税につきましては、同日までに新築した四階建て以上の中高層貸し家住宅について、新築後十五年間に限り、固定資産税額の三分の二の額を減額するとともに、同日までに新築した貸し家住宅の敷地である特定市街化区域農地であった土地について、その住宅の新築後三年間に限り、住宅用地にかかる固定資産税額の二分の一の額を減額することといたします。

第五に、国及び地方公共団体は、特定市街化区域農地の宅地化の促進をはかるため、土地区画整理事業の施行、住宅の建設等に関し、財政上、金融上及び技術上の援助につとめるものとするものと

第五一七二号 昭和四十八年八月二十四日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 川崎市川崎区宮前八ノ一七川崎南
青色申告会内 小林明治

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五一七三号 昭和四十八年八月二十四日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田錦町三ノ二
神田青色申告会内 林慶之助

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五一七三三号 昭和四十八年八月二十四日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ九ノ一一
甲府青色申告会内 浅尾寿太郎外
一名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五一七四号 昭和四十八年八月二十四日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 愛知県新城市字の場七三新城青色
申告連合会内 森田寿実

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五二四〇号 昭和四十八年八月二十七日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町北本町一、二
三〇ノ三西福岡青色申告会内 橋
崎一男

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五二四一四号 昭和四十八年八月二十七日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願(八通)

請願者 兵庫県津名郡五色町都志二〇七五
色町商工会青色申告部会内 飯田
政三外七名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五二四二二号 昭和四十八年八月二十七日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 高知市廿代町一六ノ二四高知青色
申告会内 吉本清喜

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五二六四四号 昭和四十八年八月二十八日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市本町二ノ一六ノ一二
仙台青色申告会内 柏葉廉一郎

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五二八九号 昭和四十八年八月二十九日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ二八ノ八
目黒青色申告会内 松崎一郎

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五三一二二号 昭和四十八年八月三十日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願(二通)

請願者 長崎市大黒町三ノ一長崎青色申告
会内 松尾徳治外一名

紹介議員 初村謙一郎君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五三三三三三号 昭和四十八年八月三十日受理
事業主報酬の完全実施のため地方税制改正に関する請願

請願者 秋田県横手市大町七ノ一八横手平
鹿青申告会内 高坂小四郎

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第三八三六号と同じである。

第五二〇四四号 昭和四十八年八月二十四日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 鹿児島市住吉町七八鹿児島市軍恩
同志会内 中原野木盛外四名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五二四七号 昭和四十八年八月二十七日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 和歌山市西浜一、一七二和歌山県
自動車旅行ホテル協会内 松本正
外九名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五二六八八号 昭和四十八年八月二十八日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 和歌山市西浜八六五 豊田豊

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五二六九号 昭和四十八年八月二十八日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 宮城県仙台市中央三ノ六ノ一五
七浦邦雄

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五二七五五号 昭和四十八年八月二十八日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 石川県加賀市大聖寺地方町一四ノ
一六ノ三石川自動車旅行ホテル
協会内 後出金重

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五二八八八号 昭和四十八年八月二十九日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡香芝町大字平野
植田莊司外十一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五三〇七号 昭和四十八年八月二十九日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 福岡県江津市住吉町二ノ一四ノ六
福岡自動車旅行ホテル協会内
北川富男

紹介議員 平泉 涉君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

第五三二八八号 昭和四十八年八月三十日受理
風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル
業の除外等に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町北本町一、二
三〇ノ三西福岡青色申告会内 橋
崎一男

紹介議員 平泉 涉君

この請願の趣旨は、第五一一九号と同じである。

請願者 札幌市中央区南三条西一三松山ビ

ル内社団法人日本自動車旅行ホテ

ル協会北海道連合会内 竹内英樹

外三名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五三二九号 昭和四十八年八月三十日受理

風営法一部改正に伴う規制から自動車旅行ホテル

業の除外等に関する請願

請願者 岡山市表町一ノ七ノ二四岡山観光

センター内岡山県自動車旅行ホテ

ル協会内 山川時宗外六名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第十九号中正誤

へし 段 行

誤

正

一六 一 から 終わり

植松親民君

植弘親民君